

P A Z 内の施設敷地緊急事態における主な対応について

1. 宮城県、女川町及び石巻市における初動対応について

- 警戒事態が発生した段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、宮城県、女川町及び石巻市は、一時集合場所、小・中学校に避難用車両等の手配を開始するとともに、避難誘導責任者を各一時集合場所に速やかに配置し、一時集合場所の開設準備を開始。

2. 学校の児童等の避難について

- 警戒事態になった時点で、授業を中止し、保護者へ引き渡す。
- 保護者への引き渡しができなかった児童等は、施設敷地緊急事態になった場合、教職員等とともに宮城県又は石巻市が手配するバスで避難し、避難所で保護者に引き渡す。

3. 在宅の避難行動要支援者の避難について

- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両、福祉車両又はバスで避難先へ移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の放射線防護施設へ移動。輸送等の避難準備完了後、避難を実施。

4. 観光客等一時滞在者の避難について

- 観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において、帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等に移動し、施設敷地緊急事態の段階で避難を実施。避難の際には、徒歩等により一時集合場所に集まり、宮城県や関係市町が確保した車両により避難を実施。

5. 輸送能力の確保について

- 在宅の避難行動要支援者等の避難のために、女川町、石巻市及び東北電力が配備する車両のほか、宮県県の要請に基づき、バス会社が調整・確保する車両により、必要車両台数を確保。